

# 早期退職のインセンティブ拡大について(案)

資 料  
平成25年9月24日

## これまでの経緯・経過

- H24.11.26 改正国家公務員退職手当法が公布され、早期退職のインセンティブ拡大については、公布日から1年以内の政令で定める日から施行されることとなり、本学における対応については、その詳細が明確になった段階で、大学の方針等を検討することとなった。
- H25. 5.24 早期退職のインセンティブ拡大についての関係政省令等が制定・改正され、制度の詳細及び各施行期日が判明した。

## 国家公務員の早期退職のインセンティブ拡大の内容

### (1) 早期退職募集制度の導入(H25. 6. 1 施行)

#### ● 早期退職募集の要件

・次のいずれかの募集であること

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢(60歳定年なら45歳)以上の職員を対象として行う募集
- (2) 組織の改廃又は官署若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織の職員を対象として行う募集

・上記募集にあたっては『募集実施要項』を定め、対象職員に周知すること。

・早期退職募集の対象者には、非常勤職員、任期付常勤職員等は含まれない。

#### ● 応募の時期等

対象者は、募集の期間中いつでも応募し、退職すべき期日が到来するまでの間、いつでも応募の取下げを行うことができる。

#### ● 認定

・応募があった場合には、応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合等を除き、原則、認定を行う。

・認定・不認定の決定をした場合には、その旨(不認定の理由を含む。)を応募者に書面により通知する。

### (2) 勸奨退職の廃止等の「退職理由」の整理(H25. 11. 1 施行)

勸奨退職及び各省限りの組織改廃による退職を廃止するとともに、定年の定めのない職に係る退職及び内閣等関与人事退職等を定めた。

### (3) 定年前早期退職者に対する割増率等の拡充(H25. 11. 1 施行)

#### 【現行】

- ・定年から10年を減じた年齢以上
- ・勤続25年以上
- ・定年までの残年数1年当たり2%割増



#### 【改正後】

- ・定年から15年を減じた年齢以上
  - ・勤続20年以上
  - ・定年までの残年数1年当たり3% (※) 割増
- (※) 定年前1年の者については2%、指定職相当の者については4号俸以上は1%、4号俸未満は2%

## 法規則との関係

### ● 国立大学法人法第35条準用による読み替え後の独立行政法人通則法第63条第3項

「(略)給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。」

### ● 国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程第13条

「この規程は、国家公務員退職手当法(略)の改正等に伴い、その内容を変更することがある。」

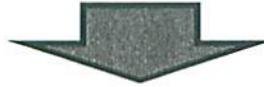
### ● 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)

「独立行政法人(略)の役職員(略)の退職手当については、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、通則法等の趣旨を踏まえつつ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う。」

※「独立行政法人」には国立大学法人が含まれる。

国家公務員の労働条件を下げたので おんほじょうに下げた

# 阪大のトース



## 本学の対応(案)

○

### 「応募認定退職制度」の導入について

← 新しく

応募者のみ、募集の範囲内

国家公務員の早期退職募集制度に依拠した制度を導入する。  
※ 制度適用退職者を再び雇用しようとする場合は、大学との協議を経るものとする。

#### ○募集の要件等

- ・ 次のいずれかの募集であること
  - (1) 教職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、退職時の年齢が定年年齢から15年を減じた年齢(60歳定年なら45歳)以上の教職員を対象として行う募集
  - (2) 組織の改廃又は事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は勤務場所に属する教職員を対象として行う募集
- ・ 上記募集にあたっては『募集実施要項』を定め、対象教職員に周知すること。
- ・ 募集の対象者には、非常勤職員、任期付常勤教職員、特例教職員等を除く。

国の予算措置はまだ。など なければ大学の費用内

同制度により退職する者に対しては、改正国家公務員退職手当法に準拠し、定年前早期退職者に対する割増率等の拡充(※)を適用する。  
(※)【年齢】定年前10年→定年前15年、【勤続年数】25年→20年、【割増率】2%→3%

### 「勧奨退職」の廃止について

← やめる

早期退職者は適用を受けている。

H25. 11. 1以降については、国家公務員退職手当制度上から「勧奨退職」が廃止されること(それに伴い退職手当の予算措置がされなくなる)、応募認定退職制度の新設や早期定年退職制度の見直しを併せて行うことになること等も踏まえ、「勧奨退職」については廃止する。

### 早期定年退職制度の適用要件(対象教職員の範囲)の見直し等

こちらは割増率なし

#### ● 対象教職員の範囲の見直しについて

今後、優秀な若手教員等を積極的に採用する一方策として、教員の流動性をより一層高めるとともに、教職員の人事の活性化と退職後における人生設計の選択肢の多様化を図り、併せて人事を刷新し、活力と魅力に溢れる本学の教育研究体制の充実に資することを目的として、早期定年退職制度の対象教職員の範囲の見直しを行う。

対象教職員の範囲(現行)

- ・ 退職時の年齢(満60歳以上、満63歳未満)
- ・ 本学における在職期間(10年以上)



<見直し後>

- ・ 退職時の年齢(満58歳以上、満63歳未満)→教員以外も対象に
- ・ 本学における在職期間(15年以上)

58歳で始めると定年時の退職金も減る 職員も対象に

#### ● 制度適用退職者の雇用制限について

[現行] 大学の常勤教職員又は当該教職員と所定労働時間が異なる非常勤職員に再びなることができない。  
[見直し後] 制度適用対象者を再び雇用しようとする場合は、大学との協議を経るものとする。

【施行時期】 平成25年11月1日